

総務省

○農林水産省告示第十七号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月十日

総務大臣 山本 早苗

農林水産大臣 森山 裕

国土交通大臣 石井 啓一

紀伊	半島振興対策 実施地域の名称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	産業振興促進計 画の名称	産業振興促進計 画を認定した日
	奈良県吉野郡十津川村の全域		十津川村	十津川村産業振 興促進計画	平成二十八年四 月二十日